



大津市公報

平成 26 年 9 月 30 日
号外 (第 62 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 120 大津市行政組織規則の一部を改正する規則..... 1
- 121 大津市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第2項の規定に基づく患者等の自己負担額の認定に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 122 大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則..... 2
- 123 大津市立母子生活支援施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 124 大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 2
- 125 大津市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則..... 4
- 126 大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則の一部を改正する規則..... 13

訓 令

- 14 大津市事務決裁規程の一部改正..... 14
- 3 大津市福祉事務所事務決裁規程の一部改正..... 14

規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年9月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第120号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則(昭和61年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項福祉子ども部の表子ども家庭課家庭福祉係の項第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同係の項第8号中「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改め、同係の項第13号中「母子家庭自立支援給付金事業」を「母子家庭等自立支援給付金事業」に改め、同係の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、同係の項第16号中「母子対策並びに父子及び」を「母子家庭及び父子家庭並びに」に改め、同号を同係の項第15号とする。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

大津市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第2項の規定に基づく患者等の自己負担額の認定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第121号

大津市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第2項の規定に基づく患者等の自己負担額の認定に関する規則の一部を改正する規則

大津市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第2項の規定に基づく患者等の自己負担額の認定に関する規則(平成21年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第122号

大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

大津市福祉事務所長委任規則(昭和58年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第43号中「支援給付」の次に「の実施」を加え、同条中第44号を第45号とし、第43号の次に次の1号を加える。

(44) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条に規定する配偶者支援金の支給に関すること。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

大津市立母子生活支援施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第123号

大津市立母子生活支援施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立母子生活支援施設の管理運営に関する規則(平成22年規則第78号)の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第124号

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成21年規則第52号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第2条に次の1項を加える。

3 前2項(前項第4号及び第5号を除く。)の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者(以下「配偶者支援金の受給者」という。)について準用する。

第4条第1項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付申請書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付申請書」に改め、同条第2項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく葬祭支援給付申請書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく葬祭支援給付申請書」に改める。

第6条の見出し中「支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、配偶者支援金の受給者について準用する。この場合において、同項中「支援給付金品を交

付」とあるのは、「配偶者支援金を支給」と読み替えるものとする。

第 8 条第 1 項第 1 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療券又は調剤券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療券又は調剤券」に改め、同条第 2 項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護券」に改める。

第 16 条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書」に改める。

様式第 1 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付申請書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付申請書」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 2 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 3 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく葬祭支援給付申請書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく葬祭支援給付申請書」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 4 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第 5 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療券・調剤券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療券・調剤券」に改める。

様式第 6 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等治療材料券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律治療材料券」に改める。

様式第 7 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等施術券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施術券」に改める。

様式第 8 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等施術券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施術券」に改める。

様式第 9 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等施術券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施術券」に改める。

様式第 10 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護券」に改める。

様式第 11 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第 12 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自

立の支援に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の様式により調整した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 9 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第125号

大津市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

大津市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（平成21年規則第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則

目次中「母子福祉資金」の次に「及び父子福祉資金」を加える。

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第38条」を「第31条の7及び第38条」に、「寡婦福祉資金」を「父子福祉資金並びに寡婦福祉資金」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付け

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「第13条第1項」の次に「又は第31条の6第1項」を加え、「母子福祉資金貸付申請書」を「母子・父子福祉資金貸付申請書」に改め、同条第1号中「申請者」を「母子福祉資金の貸付けの申請にあつては、申請者」に、「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の表中

事業開始資金 事業継続資金
修学資金
技能習得資金 修業資金
就職支度資金
医療介護資金
住宅資金
転宅資金
就学支度資金
結婚資金

を

母子事業開始資金及び父子事業開始資金（以下この章において「事業開始資金」という。） 母子事業継続資金及び父子事業継続資金（以下この章において「事業継続資金」という。）
母子修学資金及び父子修学資金（以下この章において「修学資金」という。）
母子技能習得資金及び父子技能習得資金（以下この章において「技能習得資金」という。） 母子修業資金及び父子修業資金（以下この章において「修業資金」という。）
母子就職支度資金及び父子就職支度資金
母子医療介護資金及び父子医療介護資金
母子住宅資金及び父子住宅資金
母子転宅資金及び父子転宅資金
母子就学支度資金及び父子就学支度資金（以下この章において「就学支度資金」という。）
母子結婚資金及び父子結婚資金

に改め、同号を

同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

父子福祉資金の貸付けの申請にあっては、申請者が、法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子（以下単に「配偶者のない男子」という。）に該当する事実及び現に児童を扶養している事実を証する書類（申請者が児童である場合にあっては、当該申請者が配偶者のない男子に扶養されている事実及び児童に該当する事実を証する書類）

第 3 条の見出しを「（連帯保証人）」に改め、同条中「第 9 条第 1 項」の次に「（令第 31 条の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第 4 条中「第 14 条」の次に「（法第 31 条の 6 第 4 項において準用する場合を含む。第 6 条第 2 項、第 15 条第 2 項及び第 19 条において同じ。）」を加え、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子福祉資金貸付申請書」を「母子・父子福祉資金貸付申請書」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

役員のうち配偶者のない女子又は配偶者のない男子が法第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する者に該当する者である事実を証する書類

第 4 条第 6 号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「母子福祉資金」の次に「及び父子福祉資金」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

法第 14 条の規定による資金の貸付けの申請にあっては、貸付けを受けようとする事業に使用される者が主として同条各号に掲げる者のいずれかに該当する者である事実を証する書類又は令第 6 条第 2 項に規定する事業を行っている事実を証する書類

法第 31 条の 6 第 4 項において読み替えて準用する法第 14 条の規定による資金の貸付けの申請にあっては、貸付けを受けようとする事業に使用される者が主として同項各号に掲げる者のいずれかに該当する者である事実を証する書類又は令第 31 条の 4 において読み替えて準用する令第 6 条第 2 項に規定する事業を行っている事実を証する書類

第 6 条第 1 項中「第 13 条第 1 項」の次に「又は第 31 条の 6 第 1 項」を加え、「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第 2 項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第 7 条の見出し中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条中「保証人を」を「連帯保証人を」に、「保証人変更申請書」を「連帯保証人変更申請書」に改める。

第 10 条第 1 項中「生活資金」を「母子生活資金若しくは父子生活資金（以下この章において「生活資金」という。）」に改め、「第 8 号」の次に「並びに第 31 条の 5 第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号」を加える。

第 12 条中「第 12 条」の次に「（令第 31 条の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 13 条第 1 項中「第 13 条第 3 項」の次に「又は第 31 条の 6 第 3 項」を加え、「修学」を「修学資金」に改める。

第 14 条中「第 13 条」の次に「（これらの規定を令第 31 条の 7 において準用する場合を含む。）」を加える。

第 15 条第 1 項中「第 9 条第 1 項」の次に「（令第 31 条の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「保証人」を「連帯保証人」に、「同条第 3 項」を「令第 9 条第 3 項（令第 31 条の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条第 2 項中「第 9 条第 4 項」の次に「（令第 31 条の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 17 条第 1 項中「第 8 条第 3 項ただし書」の次に「又は第 31 条の 6 第 3 項ただし書」を加える。

第 18 条中「第 16 条」の次に「（令第 31 条の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 19 条中「及び第 14 条」を「、第 14 条及び第 31 条の 6」に改める。

第 20 条中「第 15 条第 1 項」の次に「（法第 31 条の 6 第 5 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第 21 条中「第 17 条ただし書」の次に「（令第 31 条の 7 において準用する場合を含む。）」を加える。

第 22 条中「第 19 条」の次に「（令第 31 条の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 24 条第 1 項中「第 8 条第 5 項」の次に「及び第 31 条の 6 第 5 項」を加える。

第 25 条中「において準用する法第 13 条第 1 項」を削り、同条第 1 号中「第 6 条第 3 項」を「第 6 条第 4 項」に改め、同条第 2 号の表中

「		「	
事業開始資金		寡婦事業開始資金	
事業継続資金		寡婦事業継続資金	
修学資金		寡婦修学資金	
技能習得資金		寡婦技能習得資金	
修業資金		寡婦修業資金	
就職支度資金	を	寡婦就職支度資金	に改める。
医療介護資金		寡婦医療介護資金	
」		」	

住宅資金	寡婦住宅資金
転宅資金	寡婦転宅資金
就学支度資金	寡婦就学支度資金
結婚資金	寡婦結婚資金

第26条中「第32条第3項において」を「第32条第4項において読み替えて」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第3号を次のように改める。

役員のうち配偶者のない女子又は配偶者のない男子が法第6条第1項又は第2項に規定する者に該当する者である事実を証する書類

第26条第6号の表事業開始資金の項資金の種別の欄中「事業開始資金」を「寡婦事業開始資金」に改め、同表事業継続資金の項資金の種別の欄中「事業継続資金」を「寡婦事業継続資金」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

貸付けを受けようとする事業に使用される者が主として法第6条第4項に規定する者に該当する事実を証する書類又は令第35条において読み替えて準用する令第6条第2項に規定する事業を行っている事実を証する書類

第27条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第27条に次の表を加える。

第3条	第9条第1項（令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）	第38条において読み替えて準用する令第9条第1項
第5条第1項	第2条又は前条	第25条又は第26条
第5条第2項	就学支度資金	寡婦就学支度資金
	児童	被扶養者
第6条第1項	第13条第1項又は第31条の6第1項	第32条第1項
第6条第2項	第14条	第32条第4項において読み替えて準用する法第14条
第8条	事業開始資金又は事業継続資金	寡婦事業開始資金又は寡婦事業継続資金
第9条	修学資金	寡婦修学資金
第10条第1項	修学資金、技能習得資金、修業資金又は母子生活資金若しくは父子生活資金（以下この章において「生活資金」という。）	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
	第7条第3号から第5号まで及び第8号並びに第31条の5第3号から第5号まで及び第8号	第36条第3号から第5号まで及び第8号
第11条第1項	修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
第12条	修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
	第12条（令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）	第38条において読み替えて準用する令第12条
第13条第1項	第13条第3項又は第31条の6第3項	第32条第2項
	修学資金又は修業資金	寡婦修学資金又は寡婦修業資金

第14条	第12条及び第13条（これらの規定を令第31条の7において準用する場合を含む。）	第38条において読み替えて準用する令第12条及び第13条
第15条第1項	第9条第1項（令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）	第38条において読み替えて準用する令第9条第1項
	第9条第3項（令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）	第38条において読み替えて準用する令第9条第3項
第15条第2項	第14条	第32条第4項において読み替えて準用する法第14条
	第9条第4項（令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）	第38条において読み替えて準用する令第9条第4項
第17条第1項	第8条第3項ただし書又は第31条の6第3項ただし書	第37条第3項ただし書
第18条	第16条（令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）	第38条において読み替えて準用する令第16条
第19条	第13条、第14条及び第31条の6	第32条第1項及び同条第4項において読み替えて準用する法第14条
第20条	第15条第1項（法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）	第32条第5項において準用する法第15条第1項
第21条	第17条ただし書（令第31条の7において準用する場合を含む。）	第38条において準用する令第17条ただし書
第22条	第19条（令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）	第38条において読み替えて準用する令第19条
第24条第1項	第8条第5項及び第31条の6第5項	第37条第5項

第28条中「及び」の次に「父子福祉資金並びに」を加える。

様式第1号中「母子福祉資金貸付申請書」を「母子・父子福祉資金貸付申請書」に改め、

貸付決定	年 月 日	年 月 日	を	貸付決定	年 月 日	年 月 日	に改め、
	貸付番号				貸付番号		
	資金の種類	資金			金額	円(月額 円)	
	金額	円(月額 円)			備 考		
	貸付期間	年 箇月					
	償還方法及び期間	年賦・半年賦・月賦 年償還					

「女子」の次に「又は配偶者のない男子」を加え、「未婚の母」を「未婚の母・父」に、

保 証 人

を

連 帯 保 証 人

に、

「大津市母子福祉資金() 資金」を「大津市母子・父子福祉資金() 資金」に、

「上記の借入れについて連帯して債務を負担することを確約します。

保証人

印 を

(あて先)

」

「上記貸付申請者が、母子福祉資金又は父子福祉資金を借り入れることに同意します。

年 月 日

児童の法定代理人

印

上記の借入れについて連帯して債務を負担することを確約します。

に

年 月 日

連帯保証人

印

(宛先)

」

改める。

様式第 2 号中「母子福祉資金貸付申請書」を「母子・父子福祉資金貸付申請書」に、

「

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	貸 付 番 号	
	資 金 の 種 類	資 金
	金 額	円 (月額 円)
	貸 付 期 間	年 箇月
	償 還 方 法 及 び 期 間	年賦・半年賦・月 賦 年償還

を

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	貸 付 番 号	
	金 額	円 (月額 円)
	備 考	

に、

」

」

「母等」を「父母等」に改め、「女子」の次に「又は配偶者のない男子」を加え、「保証人」を「連帯保証人」に、「大津市母子福祉資金（ ）資金」を「大津市母子・父子福祉資金（ 資金）」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 4 号中「(母)」を削る。

様式第 12 号中「媒酌人氏名」を「証人氏名」に改める。

様式第 13 号 (第 1 葉) 中「母子福祉資金貸付申請書」を「母子・父子福祉資金貸付申請書」に、

「

希望金融機関	
--------	--

を

」

「

希 望 金 融 機 関	銀行名	口座番号
	支店名	口座名義 (普・当)

に改め、「女子」の次に「又は配

」

偶者のない男子」を加え、「理事」を「役員」に改め、同様式 (第 2 葉) 中「女子」の次に「又は配偶者のない男子」を加え、「母子又は」を「母子若しくは父子又は」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同様式 (第 3 葉) 中「あて先」を「宛先」に、「理事」を「役員」に改める。

様式第 16 号中「あて先」を「宛先」に、

「

〒

を

〒
TEL ()

に、「母子・寡婦」

」

」

を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第 17 号中「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第18号中「保証人変更申請書」を「連帯保証人変更申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「保証人を」を「連帯保証人を」に、「申請者」を「借主」に、「旧保証人」を「旧連帯保証人」に、「新保証人」を「新連帯保証人」に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第19号中「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第20号から様式第22号までの規定中「あて先」を「宛先」に、「連帯借主」を「連帯債務者」に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第23号から様式第25号までの規定中「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第26号中「あて先」を「宛先」に、
「借主住所.....」を
借主氏名.....印.....」

「届出人住所.....」

届出人氏名.....に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

借主との関係.....」

様式第27号中「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第28号を次のように改める。

様式第28号 (第15条関係)

福祉資金借用書

貸付金の種類		貸付決定日付	年 月 日
貸付決定番号			
借 用 金 額	総額	円	
	月額	円	
利 子			
貸 付 期 間	年 月 から		年 月 まで
償 還 期 間	年 月 から		年 月 まで
償 還 方 法	償還 (回払)		1 回賦金 円

上記のとおり借用いたします。

については、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく政令等の定めるところに従い、相違なく償還いたします。

また、償還金の支払を 2 回以上怠り、債権者が債務者に対して未償還金全額の支払を求めた場合、債務者は、期限の利益を失い、未償還金の全額を一括して支払うことを承諾いたします。

年 月 日

(宛先)

大津市長

借 主 住所

氏名

実印

連帯債務者 住所

氏名

印

法定代理人 住所

(寡婦の場合

は記入不要) 氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

実印

様式第29号中「あて先」を「宛先」に、
「次のとおり借用します。つきましては、この資金の貸付けに関する法律等の定めるところにより、下記の条件に従い償還いたします。」を

「次のとおり借用します。つきましては、この資金の貸付けに関する法律等の定めるところにより、下記の条件に従い償還いたします。」

また、償還金の支払を2回以上怠り、債権者が債務者に対して未償還金全額の支払を求めた場合、債務者は、期限の利益を失い、未償還金の全額を一括して支払うことを承諾いたします。」

に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に、「年償還」を「償還回 初回以降 円 最終回 円」に改める。

様式第30号及び様式第31号中「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第32号(表)中「あて先」を「宛先」に、

「

借 受 者

を

」

「

借 主

に、「連帯借受者」を「連帯債務者」に、「母子・寡婦」を「母子・父子・

寡婦」に、「借受人」を「借主」に改め、同様式(裏)中「借受人について」を「借主について」に、「連帯借受人」を「連帯債務者」に、「保証人」を「連帯保証人」に改める。

様式第33号を次のように改める。

様式第33号 (第21条関係)

償還金違約金免除申請書

(宛先)

大津市長

申請者 郵便番号.....

住 所.....

氏 名..... 印

電 話.....

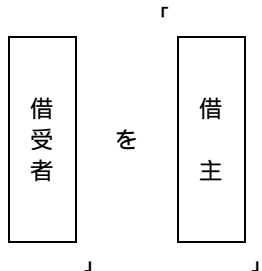
携帯・PHS.....

次のとおり 福祉資金の違約金の徴収免除を受けたいので、申請します。

借 主	住 所					
	氏 名					
連帯債務者	住 所					
	氏 名					
連帯保証人	住 所					
	氏 名					
借 受 資 金	資 金 名					
	貸 付 番 号					
	金 額	円				
	償 還 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
免除を受けようとする期間		年 月 日 から 年 月 日 まで				
免 除 を 受 け よ う と す る 違 約 金	回数	元利金	指定納付期限	納付年月日	延滞日数	違約金
					日	円
					日	円
					日	円
					日	円
					日	円
					日	円
					日	円
					日	円
					日	円
違約金の合計					円	

申請者の署名欄、自署の場合押印省略も可

様式第34号中「あて先」を「宛先」に、



に、「連帯借受者」を「連帯債務者」に、

「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第35号中「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第36号及び様式第37号中

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	貸 付 番 号	
	資 金 の 種 類	資 金
	金 額	円 (月額 円)
	貸 付 期 間	年 箇月
償 還 方 法 及 び 期 間	年賦・半年賦・月 賦 年償還	

を

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	貸 付 番 号	
	金 額	円 (月額 円)
	備 考	

に、

「保証人」を「連帯保証人」に、「大津市寡婦福祉資金 () 資金」を「大津市寡婦福祉資金 (資金) 」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第38号 (第 1 葉) 中

希望金融機関	
--------	--

を

希 望 金 融 機 関	銀行名	口座番号
	支店名	口座名義 (普・当)

に改め、

「女子」の次に「又は配偶者のない男子」を加え、「理事」を「役員」に改め、同様式 (第 2 葉) 中「女子」の次に「又は配偶者のない男子」を加え、「母子又は」を「母子若しくは父子又は」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同様式 (第 3 葉) 中「あて先」を「宛先」に、「理事」を「役員」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 9 月 30 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第126号

大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則の一部を改正する規則

大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則 (平成 3 年規則第41号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の各号」を削り、同条第 3 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、

「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

訓 令

大津市訓令第14号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 9 月30日

大津市長 越 直 美

別表第 2 号福祉子ども部の表子ども家庭課の部 2 の款 1 の項中「母子及び寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改め、同課の部 4 の款中「母子家庭自立支援給付金」を「母子家庭等自立支援給付金」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年10月 1 日から施行する。

福 祉 事 務 所 訓 令

大津市福祉事務所訓令第 3 号

大津市福祉事務所事務決裁規程（昭和59年福祉事務所訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 9 月30日

大津市福祉事務所長 船 見 順

別表第 2 号の表生活福祉課の部 2 の款中 7 の項を10の項とし、 6 の項を 9 の項とし、 5 の項を 8 の項とし、 4 の項の次に次の 3 項を加える。

- | | | | | | | |
|---|-----------------|--|--|--|--|--|
| 5 | 配偶者支援金の支給の開始の決定 | | | | | |
| 6 | 配偶者支援金の支給の変更の決定 | | | | | |
| 7 | 配偶者支援金の支給の廃止の決定 | | | | | |

附 則

この訓令は、平成26年10月 1 日から施行する。